

厚岸町条例 28号

厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年厚岸町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。